

令和6年第3回会津若松市 農業委員会総会議事録

1 日時 令和6年3月21日（木）午後1時30分

2 場所 会津若松市河東支所2階大会議室

3 委員 農業委員 19名

農地利用最適化推進委員 18名

4 出席した農業委員 17名

1番委員	長谷川 泰道	2番委員	大竹 吉弘	3番委員	古川 正俊
4番委員	春日部 一視	5番委員	荒井 重隆	6番委員	大島 光信
7番委員	庄司 遼	8番委員	二瓶 正貴	9番委員	多田 善信
10番委員	室野井 建一	11番委員	渡部 一夫	12番委員	折笠 康裕
13番委員	佐野 和枝				
16番委員	渡邊 直也	17番委員	手代木 久司	18番委員	佐々木 隆夫
19番委員	渡部 政美				

出席した農地利用最適化推進委員 17名

1番委員	梶内 徳仁	2番委員	中島 吉郁	3番委員	渡部 義勝
4番委員	長谷川 幸栄			6番委員	田代 新一
7番委員	齋藤 俊紀	8番委員	渡部 清	9番委員	平塚 与八
10番委員	高橋 一浩	11番委員	島影 盛継	12番委員	本田 武史
13番委員	菅井 洋一	14番委員	佐藤 恒男	15番委員	渡部 政治
16番委員	高橋 一美	17番委員	渡部 裕末	18番委員	奈良橋 渉

5 欠席した農業委員 2名

14番委員	武田 久美子	15番委員	星 俊典		

欠席した農地利用最適化推進委員 1名

5番委員	山田 千代志				
------	--------	--	--	--	--

6 出席した事務局職員

事務局長	二瓶 潔	事務局次長	酒井 康之	主任主査	五十嵐 功一
主任主査	慶徳 幸一郎				

7 出席した執行機関職員（農政課）

主任技師	藤田 優志	主事	相田 千春		

会 長	只今より、令和6年第3回会津若松市農業委員会総会を開会いたします。 本日、出席の農業委員は17名でありまして、定足数に達しております。 また、会津若松市農業委員会総会会議規則第10条の規定により出席を求めたところ、農地利用最適化推進委員の出席は17名であります。 次に、本日の会議日程について申し上げます。 日程については、あらかじめ印刷の上、申し上げているとおりであります。ご了承願います。 次に、本日の議事録署名委員の指名を行います。 署名委員については、例により私からご指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。 (異議なし の声あり)
会 長	満場ご異議ないものと認め、ご指名申し上げます。 農業委員17番 手代木 久司 委員、農業委員18番 佐々木 隆夫 委員、以上2名の方をご指名申し上げます。 それでは議事に入ります。 はじめに、議案第9号 農地法第3条の規定による許可申請について を議題とし、事務局の説明を求めます。
農業委員会事務局	総会資料の2ページをお開きください。 議案第9号 農地法第3条の規定による許可申請について であります。 この案件は、農地法第3条第1項の規定による許可申請書を受理したことから、同条同項の規定により、農業委員会の議決を求めるものです。 説明は以上です。
会 長	事務局の説明が終わりました。 次に、各提出案件について、各班担当委員の調査報告を求めます。 まず、南四合・町北班担当委員より1番について説明願います。
(農業委員13番) 佐野 和枝 委員	議案第9号の1番について、農業委員13番 佐野 和枝より、ご報告いたします。 詳細につきましては、議案書記載のとおりであります。 この案件につきましては、農家に対する農地の所有権の移転を許可しようとするものです。 調査月日は、3月14日午前9時より、担当委員3名が申請書記載内容について農地法第3条第2項各号の不許可要件を現地調査チェック表により各項目ごとに調査を実施した結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。
会 長	次に、湊班担当委員より2番について説明願います。
(農業委員10番) 室野井 建一 委員	議案第9号の2番について、農業委員10番 室野井 建一より、ご報告いたします。 詳細につきましては、議案書記載のとおりであります。 この案件につきましては、農家に対する農地の所有権の移転を許可しようとするものです。 調査月日は、3月15日午後3時より、担当委員4名が申請書記載内容について農地法第3条第2項各号の不許可要件を現地調査チェック表により各項目ごとに調査を実施した結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。
会 長	次に、神指班担当委員より3番について説明願います。
(農業委員3番) 古川 正俊 委員	議案第9号の3番について、農業委員3番 古川 正俊より、ご報告いたします。 詳細につきましては、議案書記載のとおりであります。 この案件につきましては、農家に対する農地の所有権の移転を許可しようとするものです。 調査月日は、3月18日午前10時より、担当委員2名が申請書記載内容について農地法第3条第2項各号の不許可要件を現地調査チェック表により各項目ごとに調査を実施した結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。
会 長	次に、門田班担当委員より4番から5番について説明願います。
(農業委員7番) 庄司 遼 委員	議案第9号の4番から5番について、農業委員7番 庄司 遼より、ご報告いたします。

会 長 (農業委員 5 番) 荒井 重隆 委員	詳細につきましては、議案書記載のとおりであります。 これらの案件につきましては、農家に対する農地の所有権の移転を許可しようとするものです。 調査月日は、3月17日午後1時より、担当委員4名が申請書記載内容について農地法第3条第2項各号の不許可要件を現地調査チェック表により各項目ごとに調査を実施した結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。
会 長 (推進委員 16 番) 高橋 一美 委員	次に、荒井班担当委員より6番について説明願います。 議案第9号の6番について、農業委員5番 荒井 重隆より、ご報告いたします。 詳細につきましては、議案書記載のとおりであります。 この案件につきましては、農家に対する農地の所有権の移転を許可しようとするものです。 調査月日は、3月15日午後2時より、担当委員3名が申請書記載内容について農地法第3条第2項各号の不許可要件を現地調査チェック表により各項目ごとに調査を実施した結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。
会 長	最後に、川南班担当委員より7番について説明願います。 議案第9号の7番について、推進委員16番 高橋 一美より、ご報告いたします。 詳細につきましては、議案書記載のとおりであります。 この案件につきましては、親族間での農地の所有権の移転を許可しようとするものです。 調査月日は、3月17日午後1時より、担当委員3名が申請書記載内容について農地法第3条第2項各号の不許可要件を現地調査チェック表により各項目ごとに調査を実施した結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。
会 長	各班担当委員からの調査報告が終わりました。 本件について、ご質問等ございませんか。 (なし の声あり)
会 長	それではお諮りします。議案第9号 農地法第3条の規定による許可申請について は、これを原案のとおり、許可と決することにご異議ございませんか。 (異議なし の声あり)
会 長	満場ご異議ないものと認めます。 よって、議案第9号 農地法第3条の規定による許可申請について は、許可するものと決せられました。 次に、議案第10号 農地法第4条の規定による許可申請について を議題とし、事務局の説明を求めます。
農業委員会事務局	総会資料の4ページをお開きください。 議案第10号 農地法第4条の規定による許可申請について であります。 この案件は、農地法第4条第1項の規定による許可申請書を受理したことから、同条同項の規定により、農業委員会の議決を求めるものです。 説明は以上です。
会 長	事務局の説明が終わりました。 次に、提出案件について、各班担当委員の調査報告を求めます。 まず、旧市・一箕・東山班担当委員より1番について説明願います。 農業委員18番 佐々木 隆夫より、議案第10号の1番について、報告いたしま
(農業委員 18 番) 佐々木 隆夫 委員	す。 申請の詳細は議案書記載のとおりであります。 この案件につきましては、農地法第4条第1項の規定に基づき、農業用倉庫等を整備するものであります。 農地区分については第2種農地の「その他」に該当するものであり、他の候補地では事業達成が困難なことから、転用許可可能なものであります。 なお、これは合同調査でありまして、3月18日午前9時10分から、農地部会より 折笠部長、渡部副部長の2名の他、地区委員2名、事務局1名の計5名で実施したものであります。 本件については、農振法・都市計画法は手続き不要、土地改良区は協議済みであり、事業達成の確実性など、転用許可の一般基準からも特段異議ないものと認めら

会 長 (推進委員 14 番) 佐藤 恒男 委員	れました。 報告は以上です。 次に、町北班担当委員より 2 番について説明願います。 推進委員 14 番 佐藤 恒男より、議案第 10 号の 2 番について、報告いたします。 申請の詳細は議案書記載のとおりであります。 この案件につきましては、農地法第 4 条第 1 項の規定に基づき、貸駐車場を整備するものであります。 農地区分については第 3 種農地の「宅地進行化区域内農地」に該当するものであり、転用許可可能なものであります。 なお、これは合同調査でありまして、3 月 18 日午前 9 時 40 分から、農地部会より 折笠部長、渡部副部長の 2 名の他、地区委員 2 名、事務局 1 名の計 5 名で実施したものであります。 本件については、農振法・都市計画法は手続き不要、土地改良区は協議済みであり、事業達成の確実性など、転用許可の一般基準からも特段異議ないものと認められました。 報告は以上です。
会 長 (農業委員 3 番) 古川 正俊 委員	次に、神指班担当委員より 3 番について説明願います。 農業委員 3 番 古川 正俊より、議案第 10 号の 3 番について、報告いたします。 申請の詳細は議案書記載のとおりであります。 この案件につきましては、農地法第 4 条第 1 項の規定に基づき、乾燥調製施設を整備するものであります。 農地区分については第 1 種農地であります、「集落接続事業」に該当するものであり、転用許可可能なものであります。 なお、これは合同調査でありまして、3 月 18 日午前 10 時から、農地部会より 折笠部長、渡部副部長の 2 名の他、地区委員 2 名、事務局 1 名の計 5 名で実施したものであります。 本件については、農振法・都市計画法は手続き不要、土地改良区は協議済みであり、事業達成の確実性など、転用許可の一般基準からも特段異議ないものと認められました。 報告は以上です。
会 長 (農地部長) 折笠 康裕 委員	また、本件につきましては、農地部との合同調査となっておりますので、農地部長の調査報告をお願いします。 各班担当委員の調査報告のとおり、現地調査の結果については、農地部においても特に異議等はございません。
会 長	各班担当委員及び農地部長の調査報告が終わりました。 本件について、ご質問等ございませんか。 (なし の声あり)
会 長	それではお諮りします。議案第 10 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について は、これを原案のとおり、許可と決することにご異議ございませんか。 (異議なし の声あり)
会 長	満場ご異議ないものと認めます。 よって、議案第 10 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について は、許可するものと決せられました。
	次に、議案第 11 号 農用地利用集積計画の決定について を議題といたします。 (※農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に基づき退席) 農業委員 大竹 吉弘 委員 退席 農業委員 古川 正俊 委員 退席 農業委員 大島 光信 委員 退席 農業委員 手代木 久司 委員 退席 (※関係する議案により退席) 農地利用最適化推進委員 梶内 徳仁 委員 退席 農地利用最適化推進委員 中島 吉郁 委員 退席 農地利用最適化推進委員 島影 盛継 委員 退席 農地利用最適化推進委員 渡部 政治 委員 退席 農地利用最適化推進委員 高橋 一美 委員 退席

(農業委員 5 番) 荒井 重隆 委員	農地利用最適化推進委員 奈良橋 渉 委員 退席 議長。委員の退席が多いですが、審議への影響はないのでしょうか。
会 長 (農業委員 5 番) 荒井 重隆 委員	農業委員の退席は 4 名ですので、定足数は満たしており、影響はありません。 了解いたしました。。
会 長 農業委員会事務局	はじめに、事務局の説明を求めます。 総会資料の 8 ページをお開きください。 議案第 11 号 農用地利用集積計画の決定について であります。 この案件は、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画の決定を求めるものです。説明は以上です。
会 長	事務局の説明が終わりました。 次に、各提出案件について、各班担当委員の調査報告を求めます。
(農業委員 13 番) 佐野 和枝 委員	まず、南四合・町北班担当委員より 1 番から 8 番について説明願います。 農業委員 13 番 佐野 和枝より、利用権設定の 1 番から 8 番について、報告いたします。
会 長	詳細については議案書記載のとおりであります。 1 番から 3 番の案件につきましては農家に対する利用権設定で、4 番から 8 番の案件につきましては農認定農業者に対する利用権設定です。 申請内容につきましては、旧基盤強化法第 18 条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき、3 月 14 日午前 10 時より地区担当委員 3 名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。
会 長 (推進委員 12 番) 本田 武史 委員	次に、旧市・一箕・東山班担当委員より 9 番から 13 番について説明願います。 推進委員 12 番 本田 武史より、利用権設定の 9 番から 13 番について、報告いたします。
会 長	詳細については議案書記載のとおりであります。 これらの案件につきましては農家に対する利用権設定です。 申請内容につきましては、旧基盤強化法第 18 条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき、3 月 16 日午後 1 時より地区担当委員 2 名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。
会 長 (農業委員 4 番) 春日部 一視 委員	次に、高野班担当委員より 14 番から 25 番について説明願います。 農業委員 4 番 春日部 一視より、利用権設定の 14 番から 25 番について、報告いたします。
会 長	詳細につきましては、議案書記載のとおりです。 なお、24 番から 25 番の案件には川南地内の農地を含んでおりますが、面積が多い高野より報告いたします。 これらの案件につきましては、14 番から 20 番は農家間における利用権設定であり、21 番から 22 番は「農業を営む法人」に対する農地中間管理事業を活用した利用権設定、23 番から 25 番は「新規就農予定者」に対する農地中間管理事業を活用した利用権設定です。
会 長 農業委員会事務局	申請内容につきましては、旧基盤強化法第 18 条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき、3 月 15 日午後 2 時より地区担当委員 3 名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたので報告いたします。
会 長	次に、神指班担当委員より 26 番から 40 番について説明願います。 神指班担当委員が全員退席中であることから、利用権設定の 26 番から 40 番についての調査結果については、事務局より報告いたします。
会 長	詳細につきましては、議案書記載のとおりです。 これらの案件につきましては、26 番から 34 番は農家間における利用権設定であり、35 番から 40 番につきましては、農業を営む法人に対する農地中間管理事業を活用した利用権設定です。 申請内容につきましては、旧基盤強化法第 18 条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき、3 月 18 日午後 1 時より地区担当委員 2 名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたので報告いたします。

会 長 (農業委員 10 番) 室野井 建一 委員	次に、湊班担当委員より 41 番から 48 番について説明願います。 農業委員 10 番 室野井 建一より、利用権設の 41 番から 48 番について、報告いたします。 詳細につきましては、議案書記載のとおりです。 41 番の案件につきましては、農家間における利用権設定です。 42 番から 48 番の案件につきましては、農業を営む法人に対する農地中間管理事業を活用した利用権設定です。 申請内容は、旧基盤強化法第 18 条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき、3 月 15 日午後 4 時から地区担当委員 4 名が調査を行った結果、何ら異議ないものと認められましたので報告いたします。
会 長 (農業委員 7 番) 庄司 遼 委員	次に、門田班担当委員より 49 番から 56 番について説明願います。 農業委員 7 番 庄司 遼より、利用権設の 49 番から 56 番について、報告いたします。 詳細につきましては、議案書記載のとおりです。 49 番から 54 番の案件につきましては、認定農業者に対する利用権設定で、55 番から 56 番の案件につきましては、認定農業者に対する農地中間管理事業を活用した利用権設定です。 申請内容は、旧基盤強化法第 18 条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき、3 月 17 日午後 3 時から地区担当委員 4 名が調査を行った結果、何ら異議ないものと認められましたので報告いたします。
会 長 (推進委員 6 番) 田代 新一 委員	次に、大戸班担当委員より 57 番から 61 番について説明願います。 推進委員 6 番 田代 新一より、利用権設の 58 番から 61 番について、報告いたします。 詳細につきましては、議案書記載のとおりです。 57 番、59 番の案件につきましては農家に対する利用権設定で、58 番の案件につきましては農業者年金受給継続のための利用権設定で、60 番から 61 番の案件につきましては認定農業者に対する農地中間管理事業を活用した利用権設定です。 申請内容は、旧基盤強化法第 18 条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき、3 月 18 日午前 8 時 30 分から地区担当委員 2 名が調査を行った結果、何ら異議ないものと認められましたので報告いたします。
会 長 (農業委員 5 番) 荒井 重隆 委員	次に、荒井班担当委員より 62 番から 69 番について説明願います。 農業委員 5 番 荒井 重隆より、利用権設定の 62 番から 69 番について、報告いたします。 詳細については議案書記載のとおりであります。 62 番から 65 番の案件につきましては、農家間における利用権設定で、66 番から 69 番につきましては農業を営む法人に対する利用権設定です。 申請内容につきましては、旧基盤強化法第 18 条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき、3 月 15 日午後 2 時より地区担当委員 3 名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。
会 長 (推進委員 4 番) 長谷川 幸栄 委員	次に、川南班担当委員より 70 番から 82 番について説明願います。 推進委員 4 番 長谷川 幸栄より、利用権設の 70 番から 82 番について、報告いたします。 詳細につきましては、議案書記載のとおりです。 70 番から 78 番の案件については農家間における利用権設定で、79 番から 82 番の案件につきましては会津美里町の農家に対する利用権設定です。 申請内容は、旧基盤強化法第 18 条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき、3 月 17 日午後 1 時から地区担当委員 3 名が調査を行った結果、何ら異議ないものと認められましたので報告いたします。
会 長 (推進委員 17 番) 渡部 裕末 委員	次に、館ノ内班担当委員より 83 番から 91 番について説明願います。 推進委員 17 番 渡部 裕末より、利用権設定の 83 番から 91 番について、報告いたします。 詳細については議案書記載のとおりであります。 これらの案件につきましては農家間における利用権設定です。 申請内容につきましては、旧基盤強化法第 18 条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき、3 月 15 日午後 2 時より地区担当委員 2 名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。

会 長 (農業委員 12 番) 折笠 康裕 委員	次に、八田班担当委員より 92 番から 96 番について説明願います。 農業委員 12 番 折笠 康裕より、利用権設の 92 番から 96 番について、報告いたします。 詳細につきましては、議案書記載のとおりです。 92 番から 96 番につきましては、農家間における利用権設定です。 申請内容は、旧基盤強化法第 18 条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき、3 月 16 日午前 9 時から地区担当委員 3 名が調査を行った結果、何ら異議ないものと認められましたので報告いたします。
会 長 (農業委員 8 番) 二瓶 正貴 委員	次に、日橋班担当委員より 97 番から 111 番について説明願います。 農業委員 8 番 二瓶 正貴より、利用権設の 97 番から 111 番について、報告いたします。 詳細につきましては、議案書記載のとおりです。 97 番から 99 番の案件につきましては、農業を営む法人に対する利用権設定で、100 番から 111 番の案件につきましては、農家間における利用権設定です。 申請内容は、旧基盤強化法第 18 条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき、3 月 18 日午後 4 時から地区担当委員 3 名が調査を行った結果、何ら異議ないものと認められましたので報告いたします。
会 長 (農業委員 1 番) 長谷川 泰道 委員	最後に、堂島班担当委員より 112 番から 130 番について説明願います。 農業委員 1 番 長谷川 泰道より、利用権設の 112 番から 130 番について、報告いたします。 詳細につきましては、議案書記載のとおりです。 112 番から 114 番の案件につきましては、農業を営む法人に対する利用権設定で、115 番から 130 番の案件につきましては、農家間における利用権設定です。 申請内容は、旧基盤強化法第 18 条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき、3 月 17 日午前 9 時から地区担当委員 3 名が調査を行った結果、何ら異議ないものと認められましたので報告いたします。
会 長 (農業委員 18 番) 佐々木 隆夫 委員	各班担当委員の調査報告が終わりました。 本件について、ご質問等ございませんか。
会 長	40 番の利用権設定については、賃借料が 10a 当たり田で 26,000 円であり、周辺の相場より高いようですが、何か理由があるのですか。
会 長	一旦、休議といたします。
会 長	(休議) ※神指班担当委員が退席中のため
会 長	再開します。 事務局より説明願います。
農業委員会事務局	神指班担当委員が退席中のため、事務局より報告いたします。 当該案件は、神指町横沼地区の担い手である株式会社あぐりファイト横沼を借手とする利用権設定であります。 株式会社あぐりファイト横沼は、地域の担い手として周辺の相場より高めの賃借料による借り受けを行っています。また、今回は水利費を貸付者負担としていることから、この賃借料となったものです。
(農業委員 18 番) 佐々木 隆夫 委員	分かりました。
会 長	ほかに、ご質問等ございませんか。
会 長	(なし の声あり)
会 長	それではお諮りします。議案第 11 号 農用地利用集積計画について は、これを原案のとおり、決定することにご異議ございませんか。
会 長	(異議なし の声あり)
会 長	満場ご異議ないものと認めます。 よって、議案第 11 号 農用地利用集積計画について は、原案のとおり決せられました。

会 長	(※退席していた各委員 入室の上、着席) 次に、議案第12号 農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見についてを議題とし、事務局の説明を求めます。
農業委員会事務局	総会資料の17ページをお開きください。 議案第12号 農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見について であり ますが、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項において、「市町村が農用地利用集積等促進計画(案)を定めようとするときは、当該市町村の長は農業委員会に意見を聴くものとする」と規定されており、令和6年2月28日付け、5農政第1380号にて会津若松市長より意見を求められております。 詳細につきましては、農政部農政課の担当者よりご説明申し上げます。
農政部農政課	日頃より、農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様には、本市農政事業にご理解・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。 議案第12号農用地利用集積等促進計画(案)について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様にご審議いただきます。 3月総会の案件は、南四合地区になります。 18ページ上段をご覧ください。一般地区になります。 当該案件は、前耕作者が耕作者都合により解約し、積田行弘氏が借り受ける借換え契約です。こちらについては、南四合改善組合におきまして、農用地の利用調整が行われたものについて、農用地利用集積等促進計画(案)を作成いたしました。 説明は以上です。
会 長	説明が終わりました。 本件について、ご質問等ございませんか。 (なし の声あり)
会 長	それではお諮りいたします。議案第12号 農用地利用集積等促進計画(案)について は、「意見なし」とすることにご異議ございませんか。 (異議なし の声あり)
会 長	満場ご異議ないものと認めます。 よって、議案第12号 農用地利用集積等促進計画については、異議のない旨を回答することといたします。 次に報告に移ります。 報告第6号 農地法第3条の3の規定による届出の受理について、報告第7号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について、報告第8号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理について は、事務局より報告願います。
農業委員会事務局	はじめに、報告第6号、農地法第3条の3の規定による届出の1番から15番について、報告いたします。 届出の詳細は、議案書記載のとおりです。 これらの案件につきましては相続により権利を取得したものであります。届出内容について審査した結果、受理相当と認められましたので、市農業委員会処務規則第7条第1項の規定により事務局長の専決処分とし、同第7条第2項の定めにより報告するものであります。 次に、報告第7号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出の1番から4番について、報告いたします。 届出の詳細は、議案書記載のとおりです。 こちらにつきましては、書類審査の結果、受理相当と認められましたので、市農業委員会処務規則第7条第1項の規定により事務局長の専決処分とし、同第7条第2項の定めにより報告するものであります。 なお、都市計画法上の取扱いとしまして、備考欄の留意事項のとおり意見が付されております、との意見が付されております。 最後に、報告第8号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出の1番から3番について、報告いたします。 届出の詳細は、議案書記載のとおりです。 こちらにつきましては、書類審査の結果、受理相当と認められましたので、市農業委員会処務規則第7条第1項の規定により事務局長の専決処分とし、同第7条第2項の定めにより報告するものであります。

会 長	なお、都市計画法上の取扱いとしまして、備考欄の留意事項のとおり意見が付されております。報告は以上です。 以上をもって、本日の会議日程は全部終了いたしましたので、これにて閉会いたします。 （午後2時20分 閉会を宣言する。）
-----	--

この議事録は、事実と相違ないことを認め、署名する。

令和6年3月21日

会津若松市農業委員会 会長 渡部 政美

農業委員 17 番 手代木 久司

農業委員 18 番 佐々木 隆夫